令和６年度鶴岡市交通安全対策会議 会議概要書

１　日時　令和６年７月１１日(木)13:30～14:30

２　場所　鶴岡市役所　６階大会議室

３　出席者

交通安全対策会議委員　１９名（別紙名簿のとおり）

（うち代理出席委員２名：早坂誠司山形県庄内総合支庁総務企画部長代理 髙橋耕平防災安全室長、佐藤亨山形県庄内総合支庁建設部長代理 生方昌樹道路計画課課長補佐）

市側出席職員（事務局）

加藤防災安全課長、岡部防災安全課専門員、本間防災安全課主事、伊木土木課主査、三浦コミュニティ推進課主事

４　副市長挨拶（抜粋）

本市における交通事故発生状況につきましては、年々減少傾向にあり、昨年は２９７件と過去１０年間で最低件数に抑えることができ、交通事故の撲滅に向け、また一歩前進することができました。

しかしながら、交通事故死者数については、「第１１次鶴岡市交通安全計画」において、年間の交通事故死者数を３人以下と目標を定めておりますが、昨年、鶴岡警察署管内では、県外からの観光客を含む４名の方が交通事故で亡くなるという残念な結果となっており、今年は１名の方が亡くなっている状況であります。

本市といたしましては、「第１１次鶴岡市交通安全計画」に基づいた、「人優先」の交通安全思想を基本とした、安全で安心なまちづくりを目指し、交通安全教育の実施や、広報啓発活動の推進といった活動を進めて参ります。特に、増加傾向にある高齢者が関わる交通事故を抑止するため、高齢者を対象とした、交通安全事業をなお一層推進する必要があると考えております。

本市における、様々な交通対策を効果的に推進するためには、皆様との連携が不可欠であると考えておりますので、今後も継続して交通安全の推進にご尽力をいただきますとともに、交通安全施策の企画実施にもお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

本日は、令和５年度交通安全事業の実施状況及び、令和６年度鶴岡市交通安全実施計画について、ご報告・ご提案をさせていただきますので、皆様から忌憚のないご意見、ご指導をいただくことをお願い申し上げ、あいさつとさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

5　報告・協議事項

別紙次第のとおり

6　会議概要

（1）令和５年度交通安全事業の実施結果について（協議）

・長岐国土交通省酒田河川国道事務所鶴岡国道維持出張所長が、資料４に基づいて鶴岡国道維持出張所関係の交通安全施設等整備事業状況の説明を行う。
・佐藤国土交通省酒田河川国道事務所月山国道維持出張所長が、資料５に基づいて月山国道維持出張所関係の交通安全施設等整備事業状況の説明を行う。
・生方庄内総合支庁道路計画課課長補佐が、資料６に基づいて庄内総合支庁関係の交通安全施設等整備事業状況の説明を行う。
・柴田鶴岡警察署交通課長が、資料７に基づいて鶴岡警察署管内の交通規制実施状況について説明を行う。
・岡部防災安全課専門員が、市関係の交通安全施設設置状況、交通安全教育の推進、広報・啓発活動、第１１次鶴岡市交通安全計画について説明を行う。

（意見：委員）

・なし

（2）令和６年度交通安全事業の実施計画について（協議）

・長岐国土交通省酒田河川国道事務所鶴岡国道維持出張所長が、資料４に基づいて鶴岡国道維持出張所関係の交通安全施設等整備事業計画の説明を行う。
・佐藤国土交通省酒田河川国道事務所月山国道維持出張所長が、資料５に基づいて月山国道維持出張所関係の交通安全施設等整備事業計画の説明を行う。
・生方庄内総合支庁道路計画課課長補佐が、資料６に基づいて庄内総合支庁関係の交通安全施設等整備事業計画の説明を行う。
・柴田鶴岡警察署交通課長が、資料７に基づいて鶴岡警察署管内の交通規制実施計画について説明を行う。
・岡部防災安全課専門員が、市関係の交通安全施設設置計画、交通安全教育の推進、広報・啓発活動、第１１次鶴岡市交通安全計画について説明を行う。

（意見：委員）

・鶴岡警察署の交通規制について、本町一丁目地内の通称内川通り、銀座通りの一方通行の制限解除について、今後の計画はどのようになっているか。

（回答：柴田鶴岡警察署交通課長）

・内川通りについては、令和７年に一方通行の解除を予定している。銀座通りについては、一方通行解除の予定はありませんが、駐車禁止の制限を解除する予定です。なお、本町一丁目の一市通りは令和１０年に一方通行の解除を予定している。

(3) その他 なし

7　会議資料

別添のとおり